

別紙

諮問第1150号、第1156号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求1に対し、「旅費請求内訳書(〇〇 〇〇、平成〇年〇月〇日分)」外1件を対象公文書として特定し、一部開示とした決定、開示請求4に対し、「都立〇〇高等学校(〇)改修工事【コンクリート構造体の劣化について】」及び「都立〇〇高校の大規模改修工事の竣工時期の遅れについて」を対象公文書として特定し、開示とした決定並びに開示請求2、開示請求3及び開示請求5に対し、不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる開示請求1から5までに対し、東京都教育委員会が平成29年12月27日付け(開示請求1及び2)、平成30年1月9日付け(開示請求3及び4)及び平成30年3月16日付け(開示請求5)でそれぞれ行った開示、一部開示及び非開示決定(以下、これらを併せて「本件各決定」という。)について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

開示請求1については、公文書件名内容と開示請求文書の内容に相違があるため、処分の取消しを求める。開示請求2及び3については、非開示決定通知につき不服のため、取消しを求める。

また、開示請求4の①及び②並びに5については、東京都は、審査請求人に謝罪した上、約束した事項を未だ実施していない。謝罪した内容を明確に表明し、〇年〇月

○日の「対応記録票」及びこれの内容に類するものを提示願う。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 開示請求1に対する処分について

開示請求1は、平成○年○月○日における、都立学校教育部施設調整担当課長○○（以下「○○課長」という。）及び同部高等学校教育課課長代理（建設計画担当）○○（以下「○○課長代理」という。）の業務報告書、日報、行動スケジュール、メモ等（訪問先、訪問相手、訪問目的、結果報告等を記した音声、映像等を含む。）一切のものについて開示を求めるものである。これに対し、行動スケジュールを示すものとして、訪問先や訪問目的、日時等が記された両職員の旅費請求内訳書を対象公文書として特定した上で、両職員の自宅最寄駅等、職務遂行以外の情報については、条例7条2号に該当することから開示しないこととし、一部開示の決定を行った。

(2) 開示請求2に対する処分について

開示請求2は、都立○○高等学校（以下「○○高校」という。）において、○○課長が保護者にその存在を指摘したと審査請求人が主張する「既実施済み○○高校校舎改修耐震工事調査結果報告書」について開示を求めるものである。○○高校における校舎耐震補強工事は、平成○年度に実施しているが、当該工事後に耐震性等について調査した報告書は現存しておらず、平成○年度に行った耐震補強工事の際に作成されたかどうか確認できない。実施機関において、現に保有しておらず、存在しないことから、公文書の全部を開示しない決定を行った。

なお、審査請求人は、報告書が存在すると○○課長が発言した旨主張するが、その事実はない。

(3) 開示請求3に対する処分について

開示請求3は、○○高校改修工事の際に発見された柱の不具合について、また、不具合発見後も建替えではなく、改修工事を継続すると判断した理由等について、都議会及び関連各部署において質疑応答された文書等の開示を求めるものである。しかし、

都議会における質疑応答は行われておらず、また、関連各部署間の協議は行われたものの、実施機関においてその記録は作成・取得していない。

以上により、開示請求3に係る文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。

(4) 開示請求4に対する処分について

ア 開示請求4の①について

開示請求4の①は、〇〇工務店から校舎の柱の不具合が財務局に報告され、その後、建替えてなく改修工事を継続したことに関連し、〇〇高校校舎改修工事の遅延に関連する事項について、実施機関等が調整・検討・打ち合わせした、全ての文章・資料・図画・写真・フィルム及び電磁的記録等の開示を求めるものである。これに対し、都立学校教育部高等学校教育課と財務局建築保全部施設整備第二課とで打合せを行った際に使用した資料である「都立〇〇高等学校(〇)改修工事【コンクリート構造体の劣化について】」を対象公文書として特定し、条例11条1項の規定により、公文書の全部を開示する決定を行った。

イ 開示請求4の②について

開示請求4の②は、〇〇課長又は〇〇課長代理が作成した、〇〇高校校舎改修工事の総合定例及び分科会打合せの第1回から工事終了までの議会提出資料、議事録、各種報告書、業務日報、日報、メール、メモ等の開示を求めるものである。これに対し、〇〇課長が平成〇年〇月〇日に〇〇に提出した「都立〇〇高校の大規模改修工事の竣工時期の遅れについて」を対象公文書として特定し、条例11条1項の規定により、公文書の全部を開示する決定を行った。

なお、本件審査請求書の確認書に記載されている請求人が主張する「対応記録票」の開示については、実施機関等に所属する一般の職員には実施機関において定めている「職務に関する働きかけについての対応要綱」(平成28年10月31日28総総文第1148号。以下「対応要綱」という。)2条(4)に該当する「働きかけ」がなかったことから、「対応記録票」は作成しておらず、存在しない。

(5) 開示請求5に対する処分について

開示請求5は、平成〇年〇月〇日における、〇〇課長及び〇〇課長代理の業務報告書・日報・行動スケジュール・メモ等（訪問・訪問相手・訪問目的・結果報告等を記した音声・映像等を含む。）一切の文書（旅費請求内訳書を除く。）の開示を求めるものであるが、当該文書は作成及び取得しておらず、不存在であるため、公文書の全部を開示しない決定を行った。

なお、旅費請求内訳書は作成しており、前記（1）に記載のとおり、開示請求1に対し、当該旅費請求内訳書を対象公文書として特定した上で、職員の自宅最寄駅等、職務遂行以外の情報を非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 4月11日	諮問（諮問第1150号）
平成30年 5月10日	諮問（諮問第1156号）
平成30年 9月25日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第1150号及び諮問第1156号）
平成30年12月18日	新規概要説明（第195回第一部会）
平成31年 2月27日	審議（第197回第一部会）
平成31年 4月15日	審議（第198回第一部会）
令和 元年 5月29日	審議（第199回第一部会）
令和 元年 6月26日	審議（第200回第一部会）
令和 元年 7月17日	審議（第201回第一部会）

令和 元年 9月26日	審議（第202回第一部会）
-------------	---------------

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1150号及び第1156号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 審査会における審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、開示請求1に係る一部開示決定については、対象公文書の特定の妥当性を争い、開示請求4の①及び②に係る開示決定についても、全部開示を不服としていることから、同様に対象公文書の特定の妥当性を争っているものと解される。また、開示請求2、3及び5に係る各非開示決定については、いずれも請求文書の不存在を理由とするものであることから、その文書不存在の理由ないし判断の妥当性が争点であると認められる。

したがって、審査会では、これらの対象公文書の特定の妥当性及び非開示決定の妥当性について判断する。

ウ 本件各決定の妥当性について

（ア）開示請求1に係る一部開示決定及び開示請求5に係る非開示決定について

a 前提事実及び争点

実施機関は、開示請求1に対し、平成〇年〇月〇日における〇〇課長及び〇〇課長代理の出張に係る訪問先、訪問目的及び訪問日時などが記載されている旅費請求内訳書を対象公文書として特定し、一部開示決定を行った。

当該決定を受けて、審査請求人は、後日改めて開示請求5を行い、開示請求1と同じ特定日及び特定職員の業務報告書、日報、行動スケジュール及びメモ

等のうち、上記決定により一部開示された旅費請求内訳書以外の文書の開示を求めたが、旅費請求内訳書以外には作成及び取得していないとして、文書不存在による非開示決定を行った。

審査請求人は、この開示請求5に係る非開示決定に対し、当該日付における当該職員の都民対応については、対応要綱に基づく対応記録票が存在するはずである旨主張し、対応記録票の開示を求めている。一方、実施機関は、当該日付に当該職員が都民対応を行った事実については認めるものの、対応要綱に規定する「働きかけ」はなかったことから、対応記録票を作成していないと説明する。

b 対応記録票について

対応要綱2条は、同要綱にいう「働きかけ」について、「職員以外の者が、職員に対して要望、意見等を伝え、その職務に関して行為をするように又はしないように求めることをいう。」と定義し、同3条において、「職員は、職員以外の者から働きかけを受けた場合は、速やかに内容を『対応記録票』に記録するものとする。」旨定めている。

なお、対応要綱の規定について解説している『「職務に関する働きかけについての対応要綱」想定問答』によれば、担当窓口の照会や既存資料の提出を求めるものなど、「軽易な照会、資料請求等」については、対応する個々の職員において特別な取扱いを要しないことから、同要綱にいう「働きかけ」には該当しないものとされている。

また、都民からの一般的な要望に関しても、広報広聴活動の一環として、「都民の声」で受け付けることとされており、対応要綱にいう「働きかけ」には該当しないことから、対応記録票の作成は要しないものとされている。

c 対象公文書の特定及び不存在の妥当性について

開示請求1に係る対象公文書の特定並びに開示請求5に係る文書不存在の妥当性を検討するに当たり、審査会は、実施機関に対し、審査請求人の主張する特定日における都民対応の事実があったことを認めているにもかかわらず、その対応記録票を作成しなかった理由について、事務局をして聴取を行った。そ

の結果、当該日付において、審査請求人から、〇〇高校校舎改修工事の遅延について説明会を開催するよう個別の要望があったが、その場で直ちに「学校として説明会の開催を要望するのであれば検討する。」と回答したことから、実施機関としては「軽易な照会、資料要求等」に該当するものとして整理し、対応記録票の作成を行わなかったものであることが確認された。

以上の経緯に照らせば、実施機関が当該都民対応の事実について対応要綱に基づく「働きかけ」には該当しないと判断したことには、相当な理由があったものと認めることができる。したがって、同要綱に基づく対応記録票を作成及び取得していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、開示請求1に対し、旅費請求内訳書を対象公文書として特定した上で一部開示とした決定及び開示請求5に対し、文書の不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当であると認められる。

(イ) 開示請求2に係る非開示決定について

実施機関は、開示請求2に対し、「〇〇高校における校舎耐震補強工事は平成〇年度に実施しているが、耐震補強工事後に耐震性等について調査した報告書は現存しておらず、平成〇年度に行った耐震補強工事の際に作成されたかどうかとも確認ができない（現に保有しておらず、存在しない。）」との理由により、文書不存在に基づく非開示決定を行った。

文書の不存在を理由として非開示決定を行う場合は、開示請求者が開示を求めている公文書が実施機関に存在しない理由を明記する必要があるところ（東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日政都情第389号）第3の5（9）イ参照）、実施機関は、当該非開示決定の理由として、単に、文書を保有していないことを挙げるに留まり、その不存在の原因（廃棄、不作成又は未取得等）については明らかにせず、「作成されたかどうかとも確認できない」と説明している。

そこで、文書不存在の妥当性ないし実施機関による探索の合理性について検討するため、審査会は、事務局をして実施機関に対し、文書が不存在である原因並びに探索状況について聴取を行った。これに対する実施機関の説明によれば、当

該補強工事後における耐震性等調査の実施に係る事実関係及び関係文書の存否について、改めて確認を行った結果、当該調査はそもそも実施されていないことが判明した、とのことであった。それゆえ、請求に係る調査報告書は、実施機関において作成及び取得しておらず、現に保有していないとのことである。

以上を踏まえると、開示請求2に係る文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、開示請求2に対し、文書の不存在を理由として非開示とした決定は、妥当であると認められる。

(ウ) 開示請求3に係る非開示決定について

実施機関は、開示請求3に対し、都議会における質疑応答は行われていないため、文書を作成しておらず、また、関係各部署との協議は行われたものの、その内容について記録した文書は作成・取得していないとして、文書の不存在による非開示決定を行った。

前者については、都議会における質疑応答は行われていないとのことであり、これが行われたことを認めるに足りる証拠もないことから、その記録が不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点はないものと認められる。しかし、後者の関係部署との質疑応答に関しては、その事実があったにもかかわらず記録を作成しなかったことについて、実施機関は何ら明確な理由を説明していない。

そこで審査会が、関係各部署との質疑応答に係る文書を実施機関において作成及び保有していないことの妥当性について検討するため、事務局をして実施機関に対し、当該校舎改修工事の業務体制やフロー等について聴取を行ったところ、以下の事実が確認された。

- a 審査請求人がいう不具合への対応について、改修工事に対応が可能とする判断は、施行部署である財務局の技術者が、現場確認をした上で行ったものであり、実施機関は、当該判断に係る記録等を有していない。

なお、実施機関には、工事終了後関係書類が引き継がれたが、その中にも当該記録に関するものはなかった。

b 当該改修工事については、施行部署である財務局が中心となって進行管理が行われているため、質疑応答や打合せ等が行われた際の記録等については、実施機関では作成していない。

また、これらの記録等については、引き継がれた工事関係書類にも、該当するものはなかった。

以上を踏まえると、開示請求3に係る文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、開示請求3に対し、文書の不存在を理由として非開示とした決定は、妥当であると認められる。

(エ) 開示請求4の①及び②に係る開示決定について

実施機関は、開示請求4の①に対し、実施機関が、財務局職員及び〇〇高校校舎改修工事施工業者と協議を行った際に使用した「都立〇〇高等学校(〇)改修工事【コンクリート構造体の劣化について】」を対象公文書として特定し、開示決定を行った。

また、開示請求4の②に対しては、実施機関では〇〇課長及び〇〇課長代理が作成した「都立〇〇高校の大規模改修工事の竣工時期の遅れについて」を対象公文書として特定し、開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求5に係る非開示決定に対する主張と同様に、平成〇年〇月〇日における〇〇課長及び〇〇課長代理の都民対応について、対応要綱に基づく対応記録票を作成すべき事項であるから、対応記録票が存在するはずであるとして、上記各決定における文書特定の瑕疵を主張し、対応記録票又はそれに類するものの開示を求めている。一方、実施機関は、対応要綱に規定する「働きかけ」はなかったことから、対応記録票を作成していないと説明する。

この点について、審査会が事務局をして実施機関に聴取をしたところ、審査請求人が主張する「平成〇年〇月〇日における〇〇課長及び〇〇課長代理の都民対応」とは、前記(ア) cにいう「都民対応」と同一の事実を指すものであることが確認された。そうすると、当該都民対応について、対応記録票は作成していな

いとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められないことは、既に述べたとおりである。

なお、開示請求４の①及び②における請求内容に関しては、対応要綱が策定された平成28年以前の時期に係るものも含まれると解されることから、当該事案に関する平成28年以前の都民対応の記録等が存在するか否かについても、実施機関に探索を依頼したが、探索の結果、その存在を確認することはできなかったとのことである。

以上を踏まえると、開示請求４の①及び②に係る各開示決定により開示した文書のほかに、対応記録票又はそれに類する文書は特に作成及び取得していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、開示請求４の①及び②に対し、「都立〇〇高等学校（〇）改修工事【コンクリート構造体の劣化について】」及び「都立〇〇高等学校の大規模改修工事の竣工時期の遅れについて」を対象公文書として特定し、開示とした決定は妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表

		請求の内容	決定
諮問第1150号	開示請求1	<p>○年○月○日の東京都教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課の者の業務報告書・日報・行動スケジュール・メモ等（訪問先・訪問相手・訪問目的・結果報告等を記した音声・映像等を含む。）一切のもの</p> <p>(1) ○○ ○○ 課長</p> <p>(2) ○○ ○○ 課長代理</p>	一部開示決定
	開示請求2	<p>○年○月○日、○○高校にて東京都教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 ○○ ○○ 課長が同校保護者に、その存在を指摘した「既実施済み○○高校校舎耐震工事調査結果報告書」</p>	非開示決定 (不存在)
	開示請求3	<p>1. 平成○年○月に○○高校校舎改修工事の不具合「施工不良（ジャンカ）」が発生し、施工会社○○工務店から東京都に報告がなされた際の文書・資料・図画・写真・フィルム及び電磁的記録等、また、報告を受けた東京都各部署が外部機関に相談報告した文書・資料・図画・写真・フィルム及び電磁的記録等</p> <p>2. 1で記載の不具合が発見された以降、「建替え」でなく、当初計画の「改修工事」による工事の継続と判断、決定した理由の文書・資料、図画、図表等</p> <p>1・2について都議会及び関連各部署において、質疑応答された箇所の文書・資料・図画・写真・フィルム及び電磁的記録等</p>	

<p>諮問 第1156号</p>	<p>開示請求 4</p>	<p>①</p> <p>1. 平成〇年〇月に〇〇高校校舎改修工事の不具合「施工不良（ジャンカ）」が発生し、施工会社〇〇工務店から東京都に報告がなされた際の文書・資料・図画・写真・フィルム及び電磁的記録等、また、報告を受けた東京都各部署が外部機関に相談報告した文書・資料・図画・写真・フィルム及び電磁的記録等</p> <p>2. 前記不具合（施工不良「ジャンカ」等）が発見された以降、「建替え」でなく、当初計画の「改修工事」による工事の継続と判断、決定した理由の文書・資料・図画・図表等</p> <p>前記1、2に関連する〇〇高校校舎改修工事遅延関連事項について</p> <p>(1) 東京都教育庁</p> <p>(2) 〇〇高校</p> <p>(3) 東京都〇〇学校経営支援センター</p> <p>(4) 他外部機関</p> <p>が調整・検討・打ち合わせした、全ての文章・資料・図画・写真・フィルム及び電磁的記録等</p> <hr/> <p>②次の各人が作成した〇〇高校校舎改修工事の総合定例及び分科会打合せの第1回から工事終了までの都議会提出資料・議事録・各種報告書・業務日報・日報、メール、メモ等</p> <p>(1) 東京都教育庁</p> <p>ア 〇〇 〇〇 課長</p> <p>イ 〇〇 〇〇 課長代理</p>	<p>開示決定</p>
----------------------	-------------------	---	-------------

	開示請求5	<p>○年○月○日の東京都財務局建築保全部施設整備第二課の次の者の業務報告書・日報・行動スケジュール・メモ等（訪問・訪問相手・訪問目的・結果報告等を記した音声・映像等を含む。）一切のもの（旅費請求内訳書を除く。）</p> <p>(1) 東京都教育庁</p> <p>ア ○○ ○○ 課長</p> <p>イ ○○ ○○ 課長代理</p>	非開示決定 (不存在)
--	-------	--	----------------